

## Q&A ~女性従事者の装備品購入に対する助成~

### 1. 助成対象範囲について

Q. 札幌市の建設局以外(都市局や水道局等)が発注したものでも助成の対象になりますか？

A. 対象になります。令和2年度の制度改正により、発注部局を札幌市の全部局に拡大しています。

Q. 下請業者の女性従事者も助成対象になるのでしょうか？

A. 対象工事等の現場に従事する機会がある場合は、下請業者の女性従事者についても助成の対象となります。

Q. 助成金額の上限は女性従事者一人当たりいくらまででしょうか？

A. 年度ごとに女性従事者一人当たり3万円までとし、同一事業主に対しては合計で15万円を上限としています。

Q. どのような装備品が助成対象となるのでしょうか？

A. 作業服、防寒服、長靴、安全靴、ヘルメット、安全帯などが対象となります。その他対象となるかどうか不明な場合はお問い合わせください。

Q. すでに完了した工事でも助成の対象となるのでしょうか？

A. 対象にはなりません。札幌市発注工事等のうち現在施工中または、今後現場で作業することが確実となっているものが助成の対象です。

Q. 助成される上限金額の3万円や15万円は税込、税抜のどちらでしょうか？

A. 助成対象額は消費税等相当額を含むものとしています。

## 2. 助成交付申請時の提出資料について

Q. 男性従事者の分と一緒に装備品を購入する予定ですが、その場合はどのように交付申請すれば良いのでしょうか？

A. 購入分のうち、女性従事者の購入分の仕様や金額がわかるように申請してください。

Q. 商品カタログが手元にないのですが、その場合は値段が確認できる発注書だけで良いのでしょうか？

A. 発注書だけでなく商品が確認できる書類が必要ですので、インターネットに公開されているカタログやその商品の写真等を添付してください。

Q. 例えば工期が3月から翌年度の8月までの場合、途中で年度が変わりますが、交付申請はどの時期に行えば良いのでしょうか？

A. 主たる年度(工期の概ね半分以上が含まれる年度)に交付申請を行ってください。この例では、工期のうち1ヵ月間(3月)しか含まれない最初の年度ではなく、5ヵ月間(4～8月)を含む次の年度に交付申請してください。

## 3. 結果報告時の提出資料について

Q. 「購入した装備品及び購入金額が確認できる書類」は請求書だけでも良いのでしょうか？

A. 請求書だけでなく、支払いの確認が取れる領収書等が必要です。